

新宿区教育委員会会議録

# 令和 2 年第 2 回臨時会

令 和 2 年 3 月 2 5 日

新宿区教育委員会

## 令和2年第2回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和2年3月25日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 4時25分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

|       |         |          |         |
|-------|---------|----------|---------|
| 教 育 長 | 酒 井 敏 男 | 教育長職務代理者 | 今 野 雅 裕 |
| 委 員   | 古 笛 恵 子 | 委 員      | 星 野 洋   |
| 委 員   | 山 下 浩一郎 | 委 員      | 羽 原 清 雅 |

説明のため出席した者の職氏名

|             |         |             |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 次 長         | 村 上 道 明 | 中 央 図 書 館 長 | 佐 藤 之 哉 |
| 教 育 調 整 課 長 | 齊 藤 正 之 | 教 育 指 導 課 長 | 長 田 和 義 |
| 教 育 支 援 課 長 | 内 野 桂 子 | 学 校 運 営 課 長 | 菊 島 茂 雄 |
| 主 任 指 導 主 事 | 小 林 力   | 統 括 指 導 主 事 | 坂 元 竜 二 |
| 統 括 指 導 主 事 | 波多江 誠   |             |         |

書記

|               |       |               |         |
|---------------|-------|---------------|---------|
| 教 育 調 整 課 主 査 | 平 明 生 | 教 育 調 整 課 係 長 | 勝 山 雄 太 |
|---------------|-------|---------------|---------|

## 議事日程

### 議 案

- 日程第 1 第 1 5 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 第 1 6 号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場  
合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 第 1 7 号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正す  
る規則
- 日程第 4 第 1 8 号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規  
則
- 日程第 5 第 1 9 号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関  
する規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 第 2 0 号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、  
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規  
則の一部を改正する規則
- 日程第 7 第 2 1 号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について
- 日程第 8 第 2 2 号議案 令和 2 年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額につい  
て
- 日程第 9 第 2 3 号議案 第五次新宿区子ども読書活動推進計画の策定及び素案に対する  
パブリック・コメントの実施結果について

### 報 告

- 1 新型コロナウイルス感染症対応について（教育調整課長）
- 2 その他

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和2年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、今野委員にお願いいたします。

○今野委員 わかりました。

---

- ◎ 第15号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第16号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第17号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第18号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第19号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第20号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◎ 第21号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について
- ◎ 第22号議案 令和2年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について
- ◎ 第23号議案 第五次新宿区子ども読書活動推進計画の策定及び素案に対するパブリック・コメントの実施結果について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第15号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第2 第16号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第17号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第18号議案 新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正

する規則」、「日程第5 第19号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第6 第20号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第7 第21号議案 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について」、「日程第8 第22号議案 令和2年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について」、「日程第9 第23号議案 第五次新宿区子ども読書活動推進計画の策定及び素案に対するパブリック・コメントの実施結果について」を議題とします。

それでは、第15号議案から第23号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第15号議案について、御説明させていただきます。

お手元の議案概要を御覧ください。

第15号議案、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

本件は、地方公務員法等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容といしましては、大きく2点ございます。

1点目が、臨時的任用職員の年次有給休暇の付与について、任用期間が1年を超える場合の付与日数等の規定を整備するものです。こちらは、令和元年12月の教育委員会定例会におきまして、特別区人事委員会からの準則を基に改正を一度行っておりましたが、新たに特別区人事委員会から準則内容を訂正する旨の通知がございましたため、新たに訂正内容を基に再度改正を行うものでございます。

要点といしましては、現行の規定では、臨時的任用職員の任用期間は年度ごとに任用し、年次有給休暇を付与する規定となっておりますが、任用期間が結果として1年を超える場合も想定されることから、対応できるよう必要な修正を行うものでございます。任用期間が1年を超える場合の具体的な例といしましては、地方公務員法上の臨時的任用職員として、例えば9か月従事していたものが、育児休業法による臨時的任用職員として継続して6か月の任用で雇用されるような場合は1年を超えての任用となるものでございます。

次に、改正の2点目ですが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う業務への影響を考慮し、職員の夏季休暇の計画的取得を促進するため、令和2年度に限り夏季休暇の取得期間を拡大することができるよう規定を整備するものでございます。

それでは、恐れ入りますが新旧対照表を御覧ください。

初めに、第15条では、臨時的任用職員の年次有給休暇に関する規定の改正を行います。

まず、第1項では、年次有給休暇の付与を任用の時点において付与するものであることを明確化させる改正を行います。

次に、第2項では、当初の任用から継続して臨時的任用職員に任用されたときの年次有給休暇の付与日数について定めるものです。

そして、第3項では、当初の任用から継続して臨時的任用職員として任用されたときに、1年を超える場合は、1年を超える日を基準として20日間の年次有給休暇を付与する規定を定めるものです。

次に、第4項では、当初の任用から継続して臨時的任用職員として任用されたときに、任用期間の途中で1年を超える場合の年次有給休暇の付与日数について定めるものです。

第5項と第6項では、上記の改正に伴いまして年次有給休暇の引継ぎや勤務実績の積算期間に関して所要の改正を行ってまいります。

臨時的任用職員の年次有給休暇に関する改正は以上でございます。

次に、夏季休暇の特例に関する規定の整備となります。

先に御説明いたしましたとおり、令和2年度においては、夏季休暇の取得期間を前後に1か月ずつ延長することといたします。なお、令和2年度に関する特例的な扱いとするために、本則での改正は行わずに附則の部分、ページ数ですと3ページの部分になります。こちら、附則の部分に、令和2年度におきましては夏季休暇の取得期間を7月1日から9月30日までとあるのを、6月1日から10月31日までと読み替える規定を定めることとするものです。

附則ですが、この規則は令和2年4月1日から施行します。

それでは、議案文、最初にお戻りいただきまして、第15号議案の提案理由です。

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第16号議案、新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則でございます。

本件は、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、職員に新型コロナウイルスの罹患の疑いがあり、任命権者が当該職員を職務に就けることが適当でないと判断した場合に、給与の減額を免除することができるよう規定を整備するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

こちら、別表では、給与の減額を免除することができる事由を第1項から第14項まで定めておりますが、第1項の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する記載の中に、下線部のとおり政令等による就業の制限や、感染を防止するための協力の記載を追加するものでございます。これによりまして、職員に新型コロナウイルスの罹患の疑いがある場合は、いわゆる事故欠勤として処理することが可能となるものです。

附則ですが、この規則は交付の日から施行し、令和2年3月2日から適用いたします。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第16号議案の提案理由です。

任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準（昭和53年特別区人事委員会規則第15号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第17号議案、新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

本件は、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、幼稚園教育職員であった者が、退職後に引き続き会計年度任用職員となった場合に、期末手当を支給対象外とする規定を新たに定めるほか、期末手当の支給割合の算定に係る欠勤等日数のうち、無給の妊産婦休養職免については、欠勤等日数としないよう規定を整備するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

期末手当につきましては、支給基準の1か月以内に退職した職員につきましては、原則として支給することとなりますが、第2条第2項では、例外として支給対象としない職員を定める規定となっております。この規定の中に、新たに第5号として、会計年度任用職員となった者の規定を追加いたします。また、号の新設に伴い1号ずつ繰下げを行います。

次に、第5条を御覧ください。

第5条では、欠勤等日数の算定について定めておりますが、新旧対照表の2ページに記載の第9号、こちら下線部のとおり妊娠中、もしくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間については、欠勤等日数から除くことができるよう規定を整備するものでございます。

附則ですが、この規則は令和2年4月1日から施行し、第5条第1項第9号の欠勤等日数に関する規定につきましては交付の日から施行するものでございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第17号議案の提案理由です。

地方公務員法等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第18号議案、新宿区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則でございます。

本件につきましては、早出遅出勤務の導入に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正により、早出遅出勤務を導入することとしたため、その手続に関する権限を教育長に委任する規定を新設するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

教育長への委任事項を定めた第2条の規定に、新たに「ト」として、早出遅出勤務の処理に関する規定を新設いたします。また、これに伴いまして、「ト」から「ワ」を1つずつ繰下げをいたします。

なお補足でございますが、この改正により、教育長に委任を受けた早出遅出勤務の処理につきましては、園長が処理することができるよう別に通達により園長に再度委任を行ってまいります。

附則ですが、この規則は令和2年10月1日から施行いたします。

議案文にお戻りいただきまして、第18号議案の提案理由です。

早出遅出勤務の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第19号議案、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則でございます。

本件は、地方公務員法等の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、会計年度任用職員の導入に伴いまして、その給与や福利厚生、服務等に関する事務を総務部の職員が処理することができるよう補助執行させる規定を新たに定めるものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

教育委員会の権限に属する事務のうち補助執行させる事務を定めた第3条の表の改正を行ってまいります。

まず第3項におきまして、報酬を給与に改正するほか、給与簿や減額整理簿の作成等についても総務部の職員が行うこととするため、そのように規定の整備を行ってまいります。

次に、第4項から第6項におきましては、会計年度任用職員は一般職の地方公務員として福利厚生や服務監督の対象となることから、それぞれの規定を整備するとともに、これらの

事務に関しましても、総務部の職員に補助執行させるよう規定を整備してまいります。

また、この改正に伴いまして、項の繰下げを行ってまいります。

附則ですが、この規則は、令和2年4月1日から施行いたします。

議案文にお戻りいただきまして、第19号議案の提案理由です。

地方公務員法等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第20号議案、新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

本件は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、時効に起算点の見直しに伴い、第2号様式中の注意事項の記載内容を改正するほか、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

こちら、第3条に定められている公務災害認定通知、こちらは第2号様式でございますが、こちらを改正するものです。こちらの新旧対照表、もう1枚おめくりいただきますと、新旧の様式を添付しておりますので、そちらを御覧ください。

まず、表面の右上の教育委員会の後ろ、旧の様式では、四角囲みの印となっていたものを、新の様式では、単に印と改めます。

続きまして、旧の裏面を御覧いただきますと、療養補償の項目がイ、ロ、ハ、ニとなっていたものを、新しい様式ではア、イ、ウ、エと修正いたします。

次に、第3号から第5号につきまして、条例を引用しておりましたが、こちらはそれぞれ規則を引用することとなるため、そのように修正をいたします。

最後に様式の下部の注意事項につきまして、補償を受ける権利の消滅時効が「2年間行わない」とあったものを、「これを行行使することができる時から2年間行使しない」に改正を行うものでございます。

附則ですが、この規則は令和2年4月1日から施行いたします。

1枚目、議案文にお戻りいただきまして、第20号議案の提案理由です。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）による公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

(昭和32年法律第143号)の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第21号議案、新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正について、御説明いたします。

本件は、地方公務員法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、大きく3点ございます。

まず1点目が、地方公務員法の改正に伴いまして、臨時的任用職員の任用が厳格化されたこと及び会計年度任用職員の分限・懲戒処分が適用されることとなったため、その決定権者を規定するものでございます。

2点目は、早出遅出勤務の導入に伴いまして、その決定権者を規定いたします。

3点目ですが、こちらは、こちらの改正と併せて、所要の改正を行うといったものでございます。

それでは、新旧対照表、2ページ目と、3ページ目をお開きいただけますでしょうか。

こちらは別表第1といたしまして、事案に応じた決定権者をそれで定めておりますが、2ページ目にあるのが改正後の別表、3ページ目が現行の別表の規定となっております。

まず、第3の人事に関する文中、17の任免等に関する項中、臨時職員の任免は、現行では次長または図書館長の決定としておりましたが、臨時職員の任用の厳格化に伴いまして、決定権者を教育長に変更するものでございます。

次の、18の服務等に関する項中、新たに会計年度任用職員が分限及び懲戒の対象となることから、教育長が決定権者となるように規定を新設いたします。

また、新たに導入される早出遅出勤務に関する決定権者につきましては、課長級の職員を取り扱うのは次長または図書館長、その他の職員の早出遅出の取扱いにつきましては課長とするよう規定を整備いたします。

その他、課長の欄におきまして、現行では委員会決定以外の非常勤職員の出張に関する規定がございましたが、これは上の一般職の規定を定めておりますが、その中に含めることとしたため、そちらの規定を整理するものでございます。

附則ですが、この訓令は、令和2年4月1日から施行いたします。ただし、早出遅出勤務に関する規定につきましては、令和2年10月1日から施行です。

また、経過措置といたしまして、この訓令による改正後の規定は、この訓令の施行の日以降に起案する事案につきまして適用し、同日前に起案した事案につきましては、従前の例に

よるものといいたします。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第21号議案の提案理由です。

地方公務員法等の改正に伴いまして、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、第22号議案、令和2年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について御説明いたします。

本件は、新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額を定めるものでございます。

議案文2枚目についております資料を御覧ください。教育委員会の会計年度任用職員の報酬額の表でございます。

令和2年度教育委員会会計年度任用職員につきましては、全部で19の職がございまして、それぞれの報酬額は、赤枠で囲んだ金額となっております。また、この報酬額に地域手当を含めた額が実際の支給額となるものですが、その金額については、一番右側の列に記載をした額となっております。

議案文にお戻りいただきまして、第22号議案の提案理由です。

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新宿区条例第14号）に基づき、新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額を定める必要があるためでございます。

続きまして、第23号議案、第五次新宿区子ども読書活動推進計画の策定及び素案に関するパブリック・コメントの実施結果について御説明いたします。

こちらの内容の詳細については、この後、中央図書館長から御説明させていただきます。

○中央図書館長 第五次新宿区子ども読書活動推進計画につきましては、委員協議会等々で御議論をいただいていたところでございます。

それでは、計画の4ページを御覧ください。

計画の目的、位置付けを記載したところでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

施策の体系でございます。基本目標、自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたちの下に3つの基本方針、3つの具体的な取組の方向性を挙げ、その下に22の施策と四次計画と同じく64の事業を実施していきます。第五次計画におきましては、第四次計画では施設ごとに施策を行ってきたというところから、施設間の連携、それから中・高校生等の支援が必ずしも十分でなかったという反省点がございます。その反省に立ちまして、今回、発達段

階に応じた施策、事業を実施するという一方で、各施設の連携の下に事業を行っていくというものでございます。

下方、（４）の計画の期間でございますが、令和２年度から５年度までの４年間、対象は０歳からおおむね１８歳までの子どもを対象といたします。

少し飛びますが、３２ページを御覧ください。

数値目標でございます。１から５まで掲げてございます。

まず数値目標１の区立図書館の子どもの貸し出し冊数は従前どおりのものでございます。

次に３３ページを御覧ください。

数値目標２は、乳幼児期の読書習慣を育むきっかけとして、絵本で触れ合う子育て支援の事業が重要であるということで、指標としているものでございます。

３４ページを御覧ください。

数値目標３でございます。小学生が自主的に本を読む割合でございます。読書習慣を身につける上で自主的な読書が重要であるとして、指標といたしました。

次に、３５ページでございます。

数値目標４、区立図書館を利用した中・高校生等の割合で、本を読まなくなっている中・高校生の読書支援の一つとして、区立図書館の利用を促進するため指標といたしました。

３６ページを御覧ください。

図書館サポーターの地域の読み聞かせの充実ということで指標といたしました。

次に、３９ページ、４０ページを御覧ください。

新規事業として、今回、小学校での学校図書館の放課後開放、プレママ・プレパパ・保護者への読み聞かせ講座、中・高校生向け読書イベントの実施、学校との連携を掲げてございます。

また、重要施策として、家庭読書の推進と中・高校生等向け読書活動支援の充実を挙げております。

次に、パブリック・コメントの実施結果でございます。資料、第五次新宿区子ども読書活動推進計画素案からの変更点を御覧ください。

１０人の方から２８件の御意見を頂きました。計画に反映したものは９件でございます。それぞれ、学校図書館の運営の充実、単元や授業内容での展示ですとか、学校図書館と地域協働学校の連携、また、学校図書館と区立図書館との連携、プレママ・プレパパ・保護者の読み聞かせ、中・高校生の読書支援の充実、イベントの実施、学校との連携、多文化家庭の子ども

もへの読書支援、図書館サポーターの地域での読み聞かせ等々、これが2件ございまして、全部で9件というものでございます。

それでは、変更点として、幾つか御紹介をさせていただきます。

まず、9ページを御覧ください。

22番でございます。ここでは図書館サポーターの活動について御意見を頂いたところでございます。指標の5につきまして、「読み聞かせを行いたいサポーターの割合」としていたところでございますが、図書館以外での読み聞かせの充実度を正確に表していない。割合ですと、そういうこともございまして、「読み聞かせを行ったことのある図書館サポーターの人数」に改めたところでございます。

次に、16ページの37番を御覧ください。

学校図書館の充実についてということで、地域協働学校や保護者の力を十分生かし、読書活動環境を充実させること、それには、読み聞かせ・ブックトーク等の技法を学ぶ会の定期的な実施、支援が望まれるという御意見を頂きました。

これに対しまして、朱書きのところでございますが、「また、保護者や地域協働学校の支援部などの学校ボランティア等と連携して、学校図書館の運営の充実に努めます」と改めたところでございます。その後、具体策についても記載しているものでございます。

下に進みまして、17ページの39番を御覧ください。

学校図書館の充実の必要性を強調しているが、具体的な施策等が明記されていないという御意見を頂きました。こちらに対しては、一番右のところでございますが、「各校に配置している学校図書館支援員等が子どもの年齢や発達段階等に応じたレファレンスや読書相談などの専門的支援を行います」としたところでございます。

このほか、様々な御意見を頂戴しましたが、変更したのは9件でございました。

また、自主修正として、アンケート表の説明が不十分なところがございましたが、こちらについても修正を加えたところでございます。

説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

それでは順次、質疑応答、審議をしていきたいと思います。

まず第15号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

私から1点。今、言われているところですが、オリンピックが延期になった場合のこの規定の措置について、考えられているところを御説明いただけますでしょうか。

○教育調整課長 こちらの改正理由が、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う、  
というものでございます。延期の時期などについてはまだ知らされておきませんので、一旦、  
こちらの規定は整備させていただきますが、そのような状況になりましたら、確認の上、内  
容については改めて整理をさせていただくということを今考えているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。まだ先行き不透明ということですので、取りあえず規定は整  
備させていただくけれども、状況に応じては、内容の変更をまたお諮りする場合がある、と  
いうことです。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第15号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。

次に、第16号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、第16号議案の討論、質疑を終了いたします。

第16号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。第16号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第17号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

幼稚園教職員から退職後、引き続き会計年度任用職員となる方は、どの程度の数を予想さ  
れているのでしょうか。

○教育指導課長 現在、1人想定しているところでございます。

○教育長 わかりました。ほかに、御意見、御質問等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 他に御意見、御質問等がなければ、第17号議案の討論、質疑を終了いたします。

第17号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。

次に、第18号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、第18号議案についての討論、質疑を終了します。

第18号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第18号議案は、原案のとおり決定しました。

次に、第19号議案について、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

1点、御説明いただければと思いますが、なぜ総務部人事課の職員に補助執行をさせるという規定を設ける必要があるかについて、簡潔に御説明いただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

○教育調整課長 今回、会計年度任用職員につきましては、区の一般職員としての取扱いとなっておりまいます。つまり、新たな職員が増えるのですが、我々もそうですし、学校の区職員も同様なのですが、区の職員についての給与等については、人事課で一括して処理を行っています。新たな会計年度任用職員が新設されることに伴いまして、その事務につきましても人事課で処理をする必要がありますことから、今回、補助執行ということで新たに規定をさせていただいたものでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

給与計算等は人事課で一括して行っていますが、教育委員会事務局ではそういう事務は行っていないので、こういった措置を取らせていただくことになります。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了します。

第19号議案を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。

では、第19号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第20号議案について、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了させていただきます。

第20号議案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第20号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第21号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。  
いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第21号議案を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第21号議案は原案のとおり決定しました。

次に、第22号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○羽原委員 会計年度任用職員の給与とボーナスについて、これは実態としては給与の部分が下がって、ボーナスで補填されるという、そういう理解でよいのでしょうか。また、そうだったとして、手取りは全体として下がるのか、あるいはほぼ同水準であるのか。

もう一つは、労働組合の加入の対象者であるのかどうか。そのあたり、組合との関係について何かあれば教えてください。

○教育調整課長 いつとき、新聞報道などを見ますと、全国には、この会計年度任用職員の導入に伴いまして、報酬額を下げて期末勤勉手当を出すというような対応を取っているところもあるやに聞いておりますが、新宿区の今回の会計年度任用職員の導入に伴いましては、報酬額は一切変えておりません。これに加えて、期末勤勉手当を支給することですので、年間の報酬額は手取りも含めて増えるものでございます。

また、組合の関係につきましては、おそらく組合との何かしらの合意なり協議が必要になってくるものかと思われませんが、今のところ、組合員として扱うのかといった明確なお話を頂いているものではございません。

○羽原委員 新宿区の待遇は、ほかの自治体の状況よりはいいということですか。

○教育調整課長 そのようかと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 よろしいでしょうか。

他に御意見、御質問等がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第22号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。第22号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第23号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

○羽原委員 だいぶ長くかかりましたが、最後までよく直していただいた、と申し上げたいと思います。ただ、掲載されているグラフの模様や色が分かりにくいので、これは最終的には工夫されたらいいかなと思いました。

○中央図書館長 グラフ等につきましては、最終的に印刷業者のほうで、きれいに印刷、製本してもらったものをお配りしていくものでございます。

○教育長 きれいにというのもそうなんだけれども、統一感がないと分かりにくいんですよね。それぞれがきれいになっても、網かけや模様が統一感なく混在していると分かりにくいので、統一できますか。

○中央図書館長 印刷業者と調整しまして、ばらつきがないようにしていきたいと考えてございます。

○教育長 ほかに、御意見、御質問等はございますでしょうか。

○古笛委員 パブリック・コメントについてお伺いしたいんですけれども、お配りいただいた資料にパブリック・コメントの意見及び教育委員会の考え方という一覧表を頂いているんですが、これはどこかで公表されるのでしょうか。

○中央図書館長 こちらが決定されました暁には、パブリック・コメントの結果についても、このような形で公表いたします。

○古笛委員 基本的に、このパブリック・コメントとしてご意見を出していただいている方は、図書館を愛している方たちだと思いますので、ご意見を頂いたものについては、無理のない範囲で、教育委員会としてもできるだけ前向きに受け止めていただきたいなと思っています。ぜひ、前向きに受け取っているということが分かるように公表していただきたいと思っています。

○中央図書館長 委員のご指摘のとおり対応させていただきたいと考えてございます。

○教育長 ただいまの、パブリック・コメントの意見及び教育委員会の考え方のところ、資料がこの表だけだとすると、何人から何件のご意見があったのかということが分からないので、最終的な資料の作り方については、分かりやすいものにしていただければと思います。

ほかに御意見、御質問等、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 なければ、討論、質疑を終了させていただきます。

第23号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。第23号議案を原案のとおり決定いたしました。

---

◆ 報告 1 新型コロナウイルス感染症対応について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告 1 について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、報告 1、新型コロナウイルス感染症対応について御説明させていただきます。お手元の報告資料 1 を御覧ください。

初めに、1 の新年度（新学期）における対応についてですが、まず、現在、一斉の臨時休業をしております区立学校につきましては、新年度の始業式と入学式を記載の日に実施してまいります。始業式につきましては、学年ごとに時間を変えることや、放送設備等を活用し、各教室で行うことも視野に入れてまいります。

また、入学式につきましても、式全体の時間短縮であるとか、会場の換気など、卒業式と同様の配慮を行ってまいりたいと考えております。

次に、授業についてでございますが、感染症対策を講じた上で、授業につきましては通常通り行うことを考えているところでございます。

次の、学校給食についてですが、新学期の給食の開始日につきましては、学校によって違いはございますが、4 月 8 日以降、記載の日に順次実施してまいります。

（4）の医療的ケアが必要な児童・生徒の通学車両の運行についてでございます。

新宿養護学校に在籍する医療的ケアが必要な児童・生徒さんにつきましては、感染防止の観点から、公共交通機関の利用を避けていただくということで、専用通学車両、現在運行しているものについて、これを 2 便体制とすることで、安全に通学できる体制を確保してまいりたいと考えております。

次の 2 の、児童・生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応についてでございますが、まず（1）といたしまして、幼児・児童・生徒、また教員ほか学校関係者本人が感染した場合、これは発生が確認された時点で学校、幼稚園施設を閉鎖し、速やかに全館消毒を実施してまいります。なお、その場合の対象施設の閉鎖期間につきましては、おおむ

ね2週間とし、必要に応じて期間を延長してまいります。

続きまして、裏面です。

(2) 幼児・児童・生徒または教員ほか学校関係者の家族が感染した場合及び幼児・児童・生徒または教員ほか学校関係者本人が濃厚接触者に特定された場合でございますが、この場合につきましては、感染者と対象の幼児・児童・生徒または教員ほか学校関係者が最後に接触した日から起算して2週間を出席、または出勤停止とさせていただきます。

なお、上記対象者が感染者と確認された場合につきましては、先ほどの(1)の対応となっております。

以上、御説明した対応を基本とさせていただきますが、その下の注釈に記載しましたとおり、上記(1)、(2)の場合で感染者が発生した場合は、感染判明日から、濃厚接触者の場合は濃厚接触者に特定された日が最終登校、登園日から既に2週間が経過しているような場合につきましては、学校(園)の閉鎖及び全館消毒は行わないものといたします。

また、対象者の最終登校、登園日から2週間が経過していない場合でも、3月24日付の文部科学事務次官通知で示されております「児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合の学校の臨時休業の判断について」の考え方を参考にいたしまして、今後学校の閉鎖等の判断を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、3の区立図書館の対応についてですが、こちらは別紙の区立図書館等の提供するサービスの一部中止を御覧ください。

図書館では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、3月中につきましては提供するサービスの一部を中止するとともに、区立図書館で実施するイベントについても3月いっぱい全て中止しておりましたが、国からの追加の要請を受けまして、記載のとおり4月15日までその対応について延長してまいります。

また元の資料にお戻りいたしまして、最後に、その他についてでございます。

その他として2点ございますが、まず1点目は、春季休業中、春休み期間中の部活動については行わないこととすること。また、学校給食費の返還についてですが、こちらは3月中の学校給食費につきまして、原則として令和2年3月中、今月中に口座振替により返金するという対応を取ってまいりたいと思います。

なお、ただいま申し上げました事項の全てにつきましては、現時点でのものではございますので、今後の状況の変化によっては、変更となる場合がございますことを最後に申し添えさせていただきます。

説明は、以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

報告1について、御質問、御意見等があればお願いいたします。

○今野委員 学校の授業の再開についてですけれども、先日テレビで、杉並区の小学校だったでしょうか、マスクが用意できない子どもには、学校でも少し備蓄をしてあるので、それで授業をする体制を取っていると。しかし、全体的には数が少ないので、先々どうなるか心配があるというようなことだったんですけれども、新宿区の場合、そのあたりはどのような状況でしょうか。

○学校運営課長 マスクのストックにつきましては、ある程度はございますけれども、多くの児童・生徒にマスクを提供するとなると、数日でストックが切れてしまう状況です。

また、マスクの調達につきましては、現在、事業者を確認しておりますけれども、納品の見込みはまずもって立たない状況です。ある程度、備蓄物資としてのマスクを活用していくことも討はしているところですが、そちらにつきましても、全ての児童・生徒が毎日使えるように提供できる状況ではない現状でございます。

速やかにマスクが提供できる体制を取っていきたいとは考えているところですが、現段階ではそういった状況でございます。

○教育指導課長 卒業式及び入学式につきましては、危機管理課からマスクを少し頂きまして、入手できない方のために、学校に一定数を配付させていただいたところです。

今後の見通しについては、ただいま学校運営課長から説明がありましたような状況もございますが、基本的には各ご家庭で準備していただくという協力要請は行いながら、入手できないお子さんについては、何らかの形でフォローできるような体制ができないかということを検討させていただいているところでございます。

○教育長 ほかに御質問等ございますか。

○星野委員 医者の方からいくつかお伺いしたいんですけれども、授業及び給食において、感染症対策という言葉がありますけれども、具体的にはどのようなことをする予定であるのか、まずお聞きしたいと思います。

○教育指導課長 現時点で講じる対応といたしましては、例えば、給食などですと、通常、各班でグループのような形で向き合って食べるようなことが多いわけですが、このような状況がありますので、これはまず難しいだろうと考えております。皆で前を向いて、一定の距離を保ちながら食べるということが考えられます。

同様に、学習面におきましても、グループ活動やグループ学習であったものが、しばらくの間は、子どもたち同士の距離を十分に取っていくというようなことが考えられます。

また、教室の空気を常に循環させることも必要になってくると思いますので、それぞれの教室の四隅の窓を定期的に空けて、空気の入替えをすとか、休み時間中には窓を開けることを徹底させるとか、できる限りのことはやっていきたいと考えております。

○星野委員 小児、また若年者の場合は、色々なところで言われていますけれども、大変症状が出にくいということがありまして、クルーズ船から隔離された患者さんを診ても、無症状なのにCTを撮ると肺炎像があったという方がいます。はっきり申し上げて、いわゆる健康保菌者のような形で、見た目は正常なのに感染力は持っているという子どもが出てくる可能性がありますので、やはりそのようなことも念頭に置いて、考えていかないといけないと思いますね。基本的すぎて書いていないのかもしれませんが、登校前に必ず検温を徹底するすとか、換気ももちろんですけれども、マスクについてもサージカルマスクほど能力はないと言われていますが、布マスクもそれなりに効果はあると言われておりますので、お家で作ってもらうとか、家庭科の授業で作るとか、そういうことも考えていただけたほうがいいかなと思います。

もう一つ。生徒が罹患した場合とか、濃厚接触者になった場合の記載はあるんですけども、地域で大規模な感染、いわゆるオーバーシュートがあった場合は、どういう対応を取るのでしょうか。地域で1人、2人患者が出てしまったという程度であれば、影響は少ないのかと思いますけれども、オーバーシュートのように大量の患者が発生した場合には、それなりの対応を取る予定はあるのでしょうか。

○教育調整課長 幸いなことに、まだ新宿区内ではお子さん、あるいはその保護者で、感染者、濃厚接触者ということでの報告はないわけですが、今後、仮に複数の学校で、あるいは学校内で複数の子どもたちに罹患者が出たような場合につきましては、委員からお話がありましたように、その学校だけでなく、地域で考えて、複数の学校を一斉に休校にするなどの対応を取らざるを得ない状況も考えられると思っております。その都度、状況を見極めながら、適切な対応を取ってまいりたいと思っておりますし、その際には、また各委員にも情報提供をさせていただきまして、御意見を頂きながら、教育委員会としての判断を出していきたいと考えているところでございます。

○星野委員 学校内で罹患があった場合は分かるんですけども、地域で、それこそ公民館で大規模な感染があったとか、何か地域で大きな動きがあった場合は、どういう対応を取るこ

とになっているのでしょうか。

○**教育調整課長** その場合、その感染者と学校に通われているお子さん、あるいはその御家族等に接触があるのか否か、そういったことも見極めなければならないと思っております。そのような状況が地域の中で発生した場合には、保健所と連携を取りながら、濃厚接触者として特定されるのかどうかなどの情報をいち早く頂きまして、対応を検討していくべきものと考えております。

○**教育長** ほかに御質問はありますでしょうか。

○**羽原委員** 密集、密着、密閉がよくないということですが、今のお話では、学校でも換気はできそうですね。ただ、マスクについては、これは長期戦になる可能性があるから、どこか別のルートで大量に押さえるような、区としてもそういうことをしないといけませんね。感染者が大量発生して、本当にマスクが必要だというときに、何とかかなりそう、という状態では困るので、こういうルートを開いたから、家庭になくてもこういう対応ができるという、この体制づくりをしっかりとやっておいていただきたい。

それから、検温については、全ての子どもが朝検温して学校に来るなんてことは僕はないと思うんですね。御両親とも働きに出てしまうという家庭も現実にはあるわけだから、そうすると、検温は空港などで使っているような、ああいう機材は高いかもしれないが、何か短時間で測れるような器具なり、そういったものは、どういう状況ですか。

○**学校運営課長** 各校、保健室に体温計はございますが、例えば、委員のおっしゃるガンタイプのものはない状況です。今回、文部科学省事務次官から示された学校開設に向けた対応では、検温してこなかったお子さんについては速やかに保健室で検温するようにと、そういったような指示も出ております。今後、そういったお子さんが多い場合の対応ですとか、体温計自体が足りないですとか、そういった点につきましては、柔軟に対応していきたいと考えております。

○**羽原委員** いざというときには測り始めても駄目だから、予防措置としての体温計と考えると、各学校ごとに一定数が必要なんでしょう。だから、全員が検温できるくらいの体温計をそろえるであるとか、この休暇中に対応しておかなきゃいかんだろうと。学校が始まったらみんな検温してくるなんていうことはあり得ないので、余ってもいいんですよ。つまり、こういう結果になったらこういう手当てをするつもりというような、事前の措置がちょっと鈍いのではないかな。それから、学校の一斉休業にしても、意識を徹底する時間が本当にあったのかどうか。要請に即従ったことはいいとしても、学校や子どもたちの立場からすれば、

休業を1日遅らせてでも、一度学校に来て体制を整えるとか、先生も各学級で説明をして、そういう体制なり意識をしっかりと上で解散にするとか、事前の対応策が意識としてちょっと弱いと思うんですね。結果が出てくると、何とかしなきゃいかんと焦る。しかし、先日のさいたま市のK-1、6,500人ですよ。住所はチケットの裏に書いたというけれども、本当に書いてあるかどうか分からない。それも個人情報だから、各市区町村に配っておくということもできず、結局はそれが分散して、感染者が発生した後に後追いで対応するわけです。だからクラスターになり得る状況が考えられる、では、あの会場をなぜ貸したんだろうという行政の責任、行政機関の責任なのかは分からないが、つまり新宿区でも、区営や区の関わりのあるような施設はオープンしないように押さえてあるとか、そういう事前の手当てがどこまで徹底しているかをできるだけ広報して、ここまでやらざるを得ないんだという身構えをもっと説明したほうがいいと。僕はこの期間ずっと感じていたんで申し上げました。

それと、学校で子どもの表情とか、体温が高いとか、一番分かるのは先生ですよ。だから、先生の心構えというところが最初にあるべきで、換気やマスクや手洗いの呼びかけも必要ではあるが、先生のなすべきことは、子どもの表情や動きを見て、これはと思ったときは、直ちに保健室につなげるとか、そういうところが大切なんです。何となく、事前の部分が遅くて、何か起きると慌てる。新宿区はまだそういうケースが少ないけれども、もうちょっと事前の対応策を細やかにしておいたほうがいいのではないかと思います。

**○教育指導課長** 先ほど、検温のお話があったんですけれども、やはり御心配されるとおり、各家庭に完全にお任せという中では、なかなか徹底するのは難しいと思います。現在、各校長会長とも相談しているところなんですけれども、夏休み中ですとか、プール指導があるときに、検温してカードに記録させて持参させることをしておりまして、そのような方法がとれないかということも考えているところです。やはりなるべく家庭での御理解を促していく必要があると思いますので、そういったカードの活用を考えているところでございます。

また、学校のほうでも、本日の卒業式でのことですが、体温計を受付のところに複数用意していたという学校の様子も聞いております。もちろん、常備しておくという体制も考えていく必要はあろうかと思います。

また、気になる児童・生徒については、いよいよ新学期がスタートしたという段階では、やはりより細かく表情等を見ていく必要があると思いますので、引き続き学校と協力をしながら細かく見ていくということ、そして気になる場合には、すぐ保健室に連れ、そして教育委員会にも報告を頂くというような体制を築いていきたいと考えております。

○学校運営課長 先ほどの御説明の補足ですけれども、マスクのほかに薬用のハンドソープやペーパータオル、そういったものも調達に動いているところです。ただ、事業者のほうからは出荷規制がかかっている、いつ入荷できるか分からないといったお話もございました。

また、体温計ですけれども、ガントタイプのものについては、安いもので4、5千円から高いもので2万円ぐらいまであります。そういったものがどのくらい調達できるのかということについても、今調査をかけているところですが、なかなか難しい状況にはございます。

○星野委員 確かに今、体温計もみんな売り切れ状態で、ないんですよね。医療機関でもマスクもないし、手指消毒薬もないし、消毒用アルコールもないような状況ですね。

○教育長 いずれにしても、御心配なことはよく分かりますので、できるだけ努力はしてまいりたいと思いますが、しばらくは各家庭でも努力をしていただいて、どうしてもというところについては、備蓄をしているもので対応していきたいと考えています。かなりの物資がいずれも厳しい状況ですので、ご理解のほどよろしくお願いします。

ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

○山下委員 保護者の立場で、具体的にお伺いしたいんですけれども、まず感染症対策というのは、そもそも学校長が決めて行うのですか、それとも教育委員会から指針を出されるのでしょうか。学校によって対応が違っていたりすると困るのではないかとということと、もう一つは、それを出すよりも、徹底させることのほうが難しいのかなと思っています。小学校1年生にちゃんと手を洗ったんですかといっても、洗わないような気がしなくもないので、そのあたりをどう徹底させていくのかなということが、ちょっと気になっています。

○学校運営課長 各学校の感染症対策につきましては、基本的には文部科学省で出している感染症の対策、また、学校保健安全法に基づく対応ということで、各学校で対応いただいているところでございます。例えば、麻疹が発生したりですとか、今回の新型コロナウイルス感染症の発生、こういった機につきましては、随時どういったところに注意しなければならないのかというような点、また手洗い等の励行につきましては、再三再四、通知で各学校に徹底をお願いしているという状況でございます。

○山下委員 わかりました。また、先生の対策なんですけれども、子どももちろんそうなんです、先生が罹患してしまうことが、多分、学校にとっても、子どもにとってもショックで、学校としても困ってしまうんだと思うんですけれども、教員に対する行動なり対応の指針のようなものはあるのでしょうか。

○教育指導課長 教員につきましても、これまでの臨時休業期間中につきましては、時差を設

けて出勤するような体制であったりとか、自宅での勤務も可能にするとか、なるべく混雑を避けるということについては、促しているところでございます。

また、先ほどの御質問ですけれども、通常時でも、低学年の手洗いについては、最後に拭き取るところまで数人の教員が見ながら指導するというようなことを行っていると聞いております。教員につきましても、リスクを避けるということで、これは教員に限らず、区の職員も含めてですが、一般的に人混みを避けるなどのリスクを避ける行動については促していきたいと思いますし、既にこれまでの対応の中でも促してきているところでございます。

○山下委員 次に、マスクの話なんですけれども、持っていない子がいじめられたりとか、そういう問題が出てきているという話を聞いて、すごく心配しているんですね。ですので、物理的にもそうですけれども、メンタルの面での対策という部分があるといいなと思います。

○教育指導課長 現時点では、学校も臨時休業をしております、子どもたちがいじめにあっているとか、そういった報告については受けてないところでございます。ただ、今後新学期がスタートした段階で、子どもたちにそういった思いをさせないように十分細かく見ていきたいと思いますし、やはり個別に対応せざるを得ないお子さんはいるかと思いますが、そういったところは先生方が家庭や子どもと十分に話をしながら、そうした状況をつくらないようにしていきたいと思います。

○山下委員 対応が長期化する場合、1学期の間に結構学校行事がありますよね。宿泊行事などは学校ごとの判断になってくるのでしょうか。それとも一律停止という形になるのか。

○教育指導課長 現時点では中止というような形は取っておりませんで、今後、東京都教育委員会からも、今後の新型コロナに対しての方針等が出されます。そういったものを総合的に考慮しまして、今後の学校教育活動の在り方については考えていく必要があると思います。基本的には中止ではなく延期ということで、時期をずらしながらできないかということを経験できたいと思います。

○山下委員 その判断は学校長でよろしいのですか。

○教育長 教育委員会と相談しながら検討していきます。

○山下委員 わかりました、ありがとうございます。

○教育長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。いずれにしましても、状況によっては、今、大丈夫と言ったことが、

明日には駄目になるということがあるということは、御承知いただければと思います。

それでは、他に御意見、御質問がなければ、報告1の質疑を終了いたします。

---

## ◆ 報告2 その他

○教育長 次に、報告2、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 それでは、以上で報告事項を終了します。

ここで、大変恐縮でございますが、教育委員会事務局幹部職員の中で、退職及び異動となる者がございます。お時間いただきましたら、それぞれから一言御挨拶をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、お許しを頂きまして、まず退職ですけれども、佐藤中央図書館長から一言お願いいたします。

○中央図書館長 中央図書館長、佐藤でございます。

このたび、定年退職ということで、退職することになりました。教育委員会の皆様には2年間という短い間ですけれども、色々と御指導いただきまして本当にありがとうございました。学ばせていただいたことを肝に銘じて、これからまた頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。(拍手)

○教育長 続いて、斎藤教育調整課長、お願いします。

○教育調整課長 教育調整課長、斎藤でございます。

私もこのたび定年退職を迎えることになりました。管理職になったのが当時教育委員会事務局の子ども園担当副参事、終わりが教育調整課長ということで、初めと終わりが教育委員会でした。管理職になって12年間、その半分以上は教育委員会で育てていただきました。教育委員の先生方には大変優しく、そして時に厳しく御指導いただきまして、ありがとうございました。今後も精進しながら、さらに頑張っていきたいと思っているところでございます。本当にありがとうございました。(拍手)

○教育長 ありがとうございました。

続いて、転出します長田教育指導課長、お願いします。

○教育指導課長 教育指導課長の長田です。

私は教育指導課長として3年になります。着任してから、教育ビジョンの策定があり、そして教員の働き方改革があり、そうこうしているうちに新型コロナありということで、なか

なか体験できないようなことを短い期間の中で色々な形で携わらせていただいたなと思っています。次の職場に行っても、自分のこの経験をしっかりと生かしながら学校経営に臨んでいきたいというふうに考えております。これまで3年間、どうもありがとうございました。

(拍手)

○教育長 どうもありがとうございました。

それから、区役所の中での異動ですけれども、異動して教育委員会のため陽となり影となり働くと言っております、菊島学校運営課長、お願いします。

○学校運営課長 菊島でございます。3年間、学校運営課長として皆様にお世話になりました。ありがとうございました。

もう少しお世話になりたかったところなのですが、今回異動ということになりました。教育委員会は初めての経験で、教育委員の皆様には様々なことを御指導いただいて、自分でもこの教育委員会の中で成長ができたと思っております。異動しても、教育長のおっしゃったとおり、教育委員会の一員であることを気持ちの中に持って仕事をしていきたいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。(拍手)

○教育長 どうもありがとうございました。

それでは、留任となる者もおりますが、引き続き、頑張っていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

## ◎ 閉 会

○教育長 以上もちまして、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

午後 4時25分閉会